

神 環 環 保 第 896 号
令 和 5 年 8 月 3 日

神戸市長 久元 喜造 様

神戸市長 久元 喜造

「(仮称) 西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業
環境影響評価書案」についての意見書

「(仮称) 西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業 環境影響評価書案」
(以下「評価書案」という。)に関して、神戸市環境影響評価等に関する条例(以
下「条例」という。)第 21 条第 1 項に基づき、下記のとおり意見を述べる。

記

1 総括

本事業に係る環境影響評価は、各環境要素についての調査及び予測は概ね適
切な手法により実施されていると考えられる。

審議結果は以下のとおりであるが、事業の実施にあたっては、本意見に十分留
意し、今後、実行可能な最善の環境保全措置についてさらなる検討を行う必要が
ある。

2 全般的事項

(1) 自然環境及び生活環境への最大限の配慮

本事業は、ゴルフ場を転活用して事業を実施するものであり、すでに一定
の開発が行われているものの、事業実施区域とその周辺には、豊かな自然が
存在し、事業実施区域北側の木見川沿いには民家も存在している。

このような地域で大規模な土地造成を行おうとするものであることから、
事業実施区域及び周辺地域の自然環境、生活環境への影響を最大限回避又は
低減する措置を講ずる必要がある。

(2) 本事業の特性への留意

本事業は産業団地の造成事業であり、現時点では進出事業者の業種、建物の
配置や形状、設備機器の種類、台数等の情報が不明という特性があることから、
予測条件に不確実性があることに留意する必要がある。

(3) 事後調査の実施及び予測し得ない環境影響への対応

本事業の特性に鑑みて、今後の事後調査においては、進出事業者の業種や建物、施設等の状況を踏まえて、環境影響の予測評価の結果や、環境保全措置の実施状況について検証し、その結果に応じて追加の環境保全措置を検討、実施するなど、環境影響の確実な回避・低減に努める必要がある。

また、現段階で予測し得ない環境影響が生じた場合は、原因の特定に努めるとともに、適切な環境保全措置を実施する必要がある。

(4) 進出事業者に対する的確な審査及び環境保全措置の要請

産業団地への進出事業者の誘致・選定にあたっては、公害の防止及び環境保全の観点から、事前に的確な審査を行うとともに、良好な環境形成のための協定（以下「環境形成協定」という。）の締結等により、進出事業者に対し評価書案に記載されている環境保全措置を要請することで、可能な限り環境への負荷を低減した産業団地とすることが必要である。

また、現段階で予測し得ない環境影響が生じた場合は、進出事業者に対し、原因を特定し適切な環境保全措置を実施するよう要請することが必要である。

(5) 地域住民への十分な説明

地域住民から、本事業の実施に伴う更なる周辺道路の渋滞を懸念する声があることに留意し、工事期間中だけでなく施設の供用後においても地域住民と十分なコミュニケーションを図り、地域住民の不安解消に努める必要がある。

(6) 環境影響評価書への適切な記載

評価書案に記載されている予測及び評価の際に用いた各種図表において、記載内容に誤りがある箇所が散見された。今後作成する環境影響評価書（以下「評価書」という。）においては、その点に十分に留意し、適切な記載に改める必要がある。

また、評価書案には十分に記載されなかった項目や説明が不十分な項目について、評価書ではより分かりやすく丁寧に記載する必要がある。

3 個別的事項

(1) 大気質

ア 本来、現地調査地点と予測地点は、現地調査結果をバックグラウンドとして使用することから一致していることが望ましいが、予測地点とは異なる近傍

の地点で現地調査を行っている。評価書の作成においては、現地調査地点と予測地点が異なっている理由を記載する必要がある。

- イ 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素や浮遊粒子状物質への影響を低減するため、評価書案に記載された排出ガス対策型建設機械を使用するなど、環境保全措置を確実に実施する必要がある。
- ウ 建設機械の稼働に伴う粉じんによる影響については、スパイクタイヤ粉じんを基にした「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」に示されている降下ばいじんに係る参考値との比較対照により評価しているが、当該参考値を下回ることをもって、環境影響が小さいとは言えないことに十分留意し、最大限低減するための措置を適切に講じる必要がある。
- エ 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素や浮遊粒子状物質については、1年間の平均濃度（長期平均濃度）のみを予測し、評価を行っているが、評価書においては、環境影響が最大となる時期における1日の平均濃度（短期平均濃度）の予測及び評価結果を併せて記載する必要がある。
- オ 供用後の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、進出事業者が使用する設備、車両等による影響が大きいと考えられる。このため、進出事業者に対して、評価書案に記載された大気汚染防止法をはじめとする関係法令の遵守と併せて、低公害施設及び高効率施設の設置、通勤車両低減、アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止等についても、積極的に行うよう強く求める必要がある。
- カ 事後調査として進出事業者の種類や大気汚染物質の排出量などの供用後の大気質の施設調査を行う必要がある。

(2) 騒音，振動

- ア 工事に使用する建設機械の配置は絶えず変動することから、適宜、建設機械による騒音，振動の状況を確認し、適切な措置を行う必要がある。
併せて、評価書案に記載された低騒音・低振動型建設機械を使用するなどの環境保全措置を確実に実施する必要がある。
- イ 供用後の騒音，振動については、進出事業者の使用する設備や施設関係車両等による影響が大きいと考えられる。このため、進出事業者に対し、評価書案に記載された騒音規制法，振動規制法等関係法令の遵守と併せて、低騒音・低振動型設備機器や防音・防振施設の設置についても、積極的に行うよう強く求める必要がある。
特に施設関係車両に関しては、既に周辺道路において騒音の環境基準を上回っている現状を踏まえて、進出事業者に対して、評価書案に記載の運行管理，

通勤車両低減，車両の整備・点検，アイドリングストップの徹底についても，積極的に行うよう強く求める必要がある。

ウ 事後調査として進出事業者の種類や騒音源及び振動源の台数や位置などの供用後の施設調査を行う必要がある。

(3) 水質

事業実施区域を流域に含む木見川は，農業用水として利用されており，また，下流の明石川では明石市の上水源として取水されていることから，下流域の公共用水域の水質保全に対して，特段の配慮が必要である。

特に，工事期間中においては，濁水の発生状況を十分確認し，周辺環境への影響が大きいと認められる場合には，新たな沈砂池の設置等，追加の環境保全措置を実施する必要がある。

(4) 地形，地質

造成工事において盛土を行う場合は，盛土箇所の植生を十分に除去した後に行うとともに，盛土の位置，深さ等の情報を整理し，データベースなどに記録しておく必要がある。

(5) 植物，動物，生態系

ア 評価書案において，工事及び存在・供用等に伴う影響を回避するために行うとしている環境保全措置を確実に実施すること。特に移植・移設やビオトープの整備等の代償措置を行う際は，現在の生育・生息地との環境条件の違いや難易度などを踏まえて，慎重に検討する必要がある。

併せて，代償措置を講じた後の管理体制をあらかじめ整備した上で，モニタリングを適切に行い，予測結果との違いを事後調査において評価し，その結果を記録しておく必要がある。

イ 土地利用計画や工事实施計画等の細部を決定していく段階において，可能な限り現状の緑地を残すとともに，植物及び動物の生育及び生息環境にも配慮した緑地等の整備に努めることが必要である。

ウ 貴重な種の生育・生息に関する新たな事実が判明した場合には，生息状況等の調査を行い，保全のための適切な措置を講じる必要がある。

エ 法面緑化に使用する植物については，生物多様性保全の観点から神戸版ブラックリスト選定種を避け，可能な限り近隣地域に生育する在来種を使用する必要がある。

オ 照明によるホタル類等への影響を低減するため，供用後の施設の照明の色，指向性，強さ等に配慮するよう進出事業者に強く求める必要がある。

カ 事業実施区域内に残る貴重な動植物の保全を図るため、事業実施区域及び移植先へのシカなどの野生動物の侵入が確認された場合は、侵入防止柵の設置など、適切な対策を実施する必要がある。

(6) 景観

産業団地が周辺環境との調和が図られたものとするため、進出事業者と締結する環境形成協定に周辺環境との調和に配慮した建物の形状・高さ・色彩の要件を盛り込む必要がある。

また、緑地はもとより、これらを結ぶ道路においても可能な限り緑化に努めるとともに、進出事業者にも緑化を求める必要がある。

(7) 文化環境

評価書案において、仏谷洞窟は直接改変されず、周辺の樹林地も大部分が残されることから、本事業による仏谷洞窟への影響は生じないとしているが、仏谷洞窟の滝の水源に対しても、本事業による影響が生じないよう配慮する必要がある。

(8) 廃棄物等

ア 工事に伴って発生する廃棄物の処理に際しては、工事施工業者（元請業者）の果たす役割が大きいことから、工事の発注や実施段階において、工事施工業者と十分な連携を図り、廃棄物の発生量の抑制、再資源化及び再生資源の利用に関して目標を設定するなど、積極的に取り組む必要がある。

イ 造成工事に伴い発生する土砂については、今後、工事実施計画の細部を決定していく段階においてさらに検討を加え、可能な限り減量・再利用に努める必要がある。

(9) 地球温暖化

ア 世界的な脱炭素社会の構築の流れ、それを受けた国、県及び市の動向を注視し、進出事業者の募集の際にはネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）やネット・ゼロ・エネルギー・ファクトリー（ZEF）の導入を求めるなど、より地球温暖化防止に配慮する必要がある。

イ 供用後の温室効果ガスの排出については、進出事業者が使用する燃料、設備、車両等の影響が大きいと考えられる。そのため、進出事業者に対し、評価書案に記載されている関係車両の出入りの低減、アイドリングストップの徹底、取引先への次世代自動車の利用の要請など、産業団地全体の環境負荷低減への

協力を求める必要がある。また、再生可能エネルギーの利用、省エネルギー型の設備の導入を積極的に進めるよう求める必要がある。

(10) その他（地域交通）

事業実施区域周辺の現状の交通量の予測結果において、交通容量比が1.0を下回っているものの、そのことをもって地域交通への影響がないとは言えないことに留意し、進出事業者に対して、評価書案に記載の運行管理、通勤車両低減を強く求める必要がある。